



税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界150カ国に146,000人のスタッフを擁する世界最大級のネットワーク会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(www.pwc.com)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約500人のスタッフから成る専門家集団です。

このニュースレターは、中国新企業所得税法とその実施条例についての概要を説明する目的で作成しています。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。したがって、このニュースレターに基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビル15階
代表電話：03-5251-2400
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

中国新企業所得税法とその実施条例についての最新情報

企業所得税法は、一般的な税務条項の枠組みを示しています。重要な詳細や数々の用語の定義、加えて様々な条項を適用するに当たっての解釈は、実施条例と税務通達に委ねられています。弊社はこの進展を注視し続けており、2007年12月6日付けでこの実施条例が国務院から公布されました。このニュースレターでは、実施条例に含まれる様々な重要な条項のうち、特に外国投資者に影響の大きい優遇税制および特別調整を中心に影響を要約しています。外国投資家は、これらの変更から発生すると見込まれる税務上の影響を早急に検討して、新企業所得税法と実施条例がもたらす新たな複雑な取扱いを管理するため、年内そして年明け後も、積極的な対応を取る必要があります。

1. 優遇税制の取扱い

- a. 企業所得税法は、ある一定の所定の基準を満たした技術移転から発生した所得については減税または免税の形式での優遇税制を設けています。実施条例においては、1 納税年度における譲渡所得が500 万元を超えない部分については免税、500 万元を超える部分に対しては企業所得税を半減すると規定しています。
- b. 企業所得税法では、国により特別推奨されたハイテク／新技術企業に関して15%の軽減税率を規定しています。実施条例において、ハイテク／新技術企業は、核となる自主的な知的財産権を中国に有しており、かつ次の条件を満たす企業と規定しています。
 - 製品(サービス)が「国家重点的に支持するハイテク技術領域」に規定する範囲内であること。
 - 研究開発費の売上に占める割合が規定の割合を下回らないこと。
 - ハイテク技術製品(サービス)収入の企業の総収入に占める割合が規定の割合を下回らないこと。
 - 研究開発に従事する従業員数が総従業員数の規定の割合を下回らないこと。
 - ハイテク技術企業認定管理弁法に規定するその他の条件。

2008年以後の優遇税制を確保するため、新条件を満たすために必要な経営上の調整を検討すべきです。

- c 実施条例では、例えば様々な推奨産業、活動、プロジェクトに対する課税所得の減額、投資税額控除、特別控除、免税期間など、新企業所得税法の下での他の優遇税制措置に関する更なる情報および基準も規定されます。当該実施条例は、幅をもたせた原則を示す形での規定を示す一方、詳細な基準、目録および実施手続は、その他の政府省庁が財政部および国家税務総局と共同で策定し公布することを言及しています。この方法により、国務院は、常に変化する国家の経済および発展のニーズに対応して、タイムリーに政策を調整するのに十分な柔軟性を確保することができるでしょう。

2. 特別税額調整

特別税額調整では、移転価格税制、タックスヘイブン税制、過少資本税制および租税回避防止一般条項について規定しています。

- a. 移転価格税制は、外商投資企業のみならず外国投資家にとっても、中国において非常に重要な税務問題として注目されています。中国税務当局は過去数年でその管理規則および執行体制について強化してきました。

実施条例は「同時文書化」要求を導入することで、移転価格の執行をさらに強化させています。確定申告書に添付する資料として、関連会社間取引にかかわる価格/費用の決定方法、計算方法およびその説明などの情報開示を求めています。中国における外商投資企業は、通常、何らかの形態で関連会社間取引に従事しており、この新しい規制に準拠する対応を行う必要があります。

- b. 多国籍企業が中国国外への投資のために外商投資企業を利用することは考えにくく、また新しい税制の下では税務的に効率的ではないことから、タックスヘイブン税制は、外商投資企業の大半にとって、現段階では懸念事項とはならないと考えられます。
- c. 実施条例は、特別税額調整、つまり移転価格税制、タックスヘイブン税制、過少資本税制、および租税回避防止一般条項によって調整された税額に課される利子課税の詳細を規定しています。利子課税の税率は、中国人民銀行が公表する人民元貸出金利プラス 5%に設定されています。利子課税は納税者にとって追加費用となるため、税務当局としてはアグレッシブな租税回避スキームに対する抑止策となると見ているようです。この人民元貸出金利プラス 5%については、移転価格同時文書を準備している場合、免除される可能性があります。加えて、これらの特別税額調整について、10年の時効が設けられると見られています。

3. 実質的な経営機構

企業所得税法では、中国国外で設立された会社、すなわち外国企業でも、実質的な経営機構が中国国内にある場合は「税務居住者企業」とされ、外国企業の全世界所得が企業所得税の対象となります。実施条例は、企業の生産活動や営業活動全体の経営や管理が中国国内にて行われている場合に、実質的な経営機構が中国国内にあるとします。この一般的な定義は、外国企業が強く待ち望んでいた実務的な指針ではありません。もしこの定義が採用された場合、税務居住者企業の決定は、個別事象ごとに事実関係に従い、中国税務当局の解釈に委ねられることになります。弊社の理解では、当局の税務執行政策により、違った状況ごとに、裁量的な判断により、この条項を適用すると思われる。例えば、多国籍企業の地域統括会社に対しては、中国国内における地域統括会社の設立を後押しするため、ゆるやかな対応を取るようになるかもしれません。この条項の実際の解釈は、国レベルと地方レベルで異なる解釈が行われる可能性もあり、双方のレベルで注視する必要があることは明らかです。外国企業（および、その裏返しである中国国内の外商投資企業）は、慎重な姿勢で臨み、中国国内からの海外事業活動への経営管理機能を検討することで税務リスクのレベルを評価し、予防的な措置を

取る必要があります。

本中国税務/ビジネスニュースでは、中国とは中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾は含まれません。

本刊行物に含まれる情報は、関心の高い問題についての一般的なご案内であり、包括的であることを目的としておりません。法律の適用と影響は、具体的な状況により大きく変化します。行動に移される前に、PwC クライアントサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになられますようお願いいたします。

上記に関しますご質問は、下記までお問い合わせ下さい。

< 東京事務所 >

加藤 雅規	03-5251-2536	masanori.kato@jp.pwc.com
白崎 亨	03-5251-2852	toru.t.shirasaki@jp.pwc.com

< 上海事務所 >

華中地区統括パートナー 齊藤 剛	+86-21-6123-3804	saito.tsuyoshi@cn.pwc.com
マネージャー 土田 保成	+86-21-6123-3947	yasunari.d.tsuchida@cn.pwc.com